佐賀県告示第226号

鳥獣保護区の指定(昭和39年佐賀県告示第322号)の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。 令和6年10月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
1 · 2 略	1 • 2 略
3 存続期間	3 存続期間
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	<u>令和6年11月1日から令和16年10月31日</u> まで
4 保護に関する指針	4 保護に関する指針
(1) • (2) 略	(1) • (2) 略
(3) 鳥獣保護区の管理方針	(3) 鳥獣保護区の管理方針
区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、	区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、
標識を設置するとともに、県担当職員や <u>鳥獣保護員</u> が随時巡視	標識を設置するとともに、県担当職員や <u>鳥獣保護管理員</u> が随時
する等して区域の管理に当たる。	巡視する等して区域の管理にあたる。
また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、	また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、
<u>鳥獣保護事業計画</u> 又は <u>特定鳥獣保護管理計画</u> に基づく有害鳥獣	<u>鳥獣保護管理事業計画</u> 又は <u>第二種特定鳥獣管理計画</u> に基づく有
捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。	害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。